

第 20 号議案

豊後大野市歴史民俗資料館条例の一部改正について

豊後大野市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

豊後大野市歴史民俗資料館の新築移転に伴い、その名称及び位置等を改正したいので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

豊後大野市歴史民俗資料館条例（平成 17 年豊後大野市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 豊後大野市資料館条例

第 1 条中「豊後大野市歴史民俗資料館」を「豊後大野市資料館」に改める。

第 2 条中「豊後大野市歴史民俗資料館」を「豊後大野市資料館」に、「緒方町下自在 172 番地」を「三重町内田 881 番地」に改める。

第 5 条の見出しを「(資料館運営審議会)」に改め、同条中「豊後大野市歴史民俗資料館運営審議会」を「豊後大野市資料館運営審議会」に改める。

第 10 条中「豊後大野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱」を「教育委員会が委嘱し、又は任命」に改める。

第 12 条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表区分の欄中「歴史民俗資料館運営審議会委員」を「資料館運営審議会委員」に改める。